

平成25年（ワ）第515号 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 遠藤 行雄 外19名

被告 国，東京電力株式会社

第27準備書面 (損害論まとめ)

2014（平成26）年9月19日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 福 武 公 子

弁護士 中 丸 素 明

弁護士 滝 沢 信
外

(目次)

序章	はじめに	4
第1	本件原発事故と不法行為法	4
1	非典型の事件類型であること	4
2	原子力損害賠償と差額説	4
3	小括	7
第2	中間指針等の問題点	7
1	被告東京電力の主張	7
2	中間指針等の性格	8
3	中間指針等の作成過程の問題点	10
第3	避難慰謝料	12
1	「避難等対象者」に対する賠償における問題点	12
2	あるべき避難慰謝料	14
第4	ふるさと喪失慰謝料	15
1	ふるさと喪失慰謝料の必要性	15
2	中間指針の内容と問題点	16
3	あるべきふるさと喪失慰謝料	17
第5	居住用不動産	18
1	財産的損害の損害賠償理論	18
2	あるべき居住用不動産の賠償	19

第 6	避難の合理性-----	20
1	はじめに-----	20
2	除染が進んでいないこと-----	20
3	本件事故が未だ収束していないこと-----	26
4	主として精神医学，心理学の観点からみた健康不安の合理性について---	29
5	結語-----	37

序章 はじめに

本準備書面では、まず本件原発事故における損害の把握の在り方を論じたい。で（第1）、被告東京電力が主張する中間指針の問題点を明らかにし（第2）、あるべき避難慰謝料（第3）、ふるさと喪失慰謝料（第4）及び居住用不動産賠償（第5）の理論を提示し、最後に、区域内・外にかかわらず避難が合理的であり、原告らの全員が上記賠償を受けるべき地位にあること（第6）を明らかにする。

第1 本件原発事故と不法行為法

1 非典型の事件類型であること

本件原発事故は、被害の広汎性・継続性・深刻性・全面性という被害の特質を有する（訴状 64 頁～66 頁）。交通事故はもちろん、水害事件、公害事件とも異なり、従前の実務及び学説が想定していない非典型の事件類型である。

このような非典型の事件類型に対して、安易に従前の判断枠組みで対処すれば、賠償から抜け落ちてしまう被害が生じてしまう。法律家は、このような非典型の事件類型に対してこそ、不法行為法の原則に立ち返った損害賠償理論を構築しなければならない。

2 原子力損害賠償と差額説

(1) 差額説の本来の思考様式

我が国で通説とされる差額説は、一般に「もし、加害行為がなかったとしたならばあるべき利益状態と、加害がなされた現在の利益状態の差」と定義される。判例も「思うに、民法上のいわゆる損害とは、一口に云えば、侵害行為がなかつたならば惹起しなかつたであろう状態（原状）を（a）とし、侵害行為によつて惹起されているところの現実の状態（現状）を（b）とし $a - b = x$ その x を金銭で評価したものが損害である。そのうち、数理的に算定できるものが、有形の損害すなわち財産上の損害であり、その然らざるものが無形の損害である（最判昭和 39 年 1 月 28 日民集 18 卷 1 号 136 頁）」と通説と同様の

理解を示している。

原告らは、「不法行為がなかったならば被害者が現在置かれていたであろう仮定的事実状態」と「不法行為がなされたために被害者が置かれている現実の事実状態」の差をもって損害と考えるべきと主張しており（訴状・130 頁～），この利益状態の「差」が生じていることが本来主要事実となるはずである（事実状態比較説）。

(2) 具体的損害計算

ア 従来の実務

ところが、我が国では、交通事故事件を中心とした裁判実務の中で、この事実状態の差を把握する処理は省かれ、侵害客体の交換価値（金銭）のみで「差」が把握されてきた（金銭的差額説）。

この金銭的差額説は、個々の損害項目に決定的な意味をもたせて主張立証の対象とし、個々の損害項目に対応する金額を積み上げていく手法（個別損害積み上げ方式）及び実損主義（不法行為により被害者に現実に生じた損害のみが賠償されるべきとの考え方）と結合し、損害を当該具体的被害者に即して確定して行く考え方（損害の主観的把握）による差額算定が構築されてきた（具体的損害計算）（甲二共 33・6 頁～）。

イ 問題点

上記の具体的損害計算の手法が、差額説の理論的帰結かの如く実務上運用されてきたが、これを今回の原発事故にそのままの形で採用することは、2つの点で問題がある（福島原発事故賠償問題研究会（JEC 原賠研）平成 26 年 5 月 18 日「福島原発事故賠償に関する中間指針等を踏まえた損害賠償法理の構築」潮見佳男京都大学大学院法学研究科教授の講演を参照）。

第 1 に、生活の総体が破壊された未曾有の事件で被害者に生じた「差」を的確に表現出来ず、既存の損害項目を積み上げただけでは「差額」を十分に捕捉できない限界がある。

第2に、従前の典型的被害類型を想定して立てられた損害項目と同じ名目の損害項目に対して、生活の総体が破壊される権利・法益の侵害であるという要素が反映されずに差額計算される危険がある（避難慰謝料について交通事故の自賠責基準が流用される、居住用不動産の賠償について従前の物損の計算方法が適用される等）。

このような非典型の事件類型に対しては、差額説の原点に立ち返った損害把握を行うべきであり、その出発点は、被害の実態を直視した本件原発事故前後の利益状態の比較にある。

(3) 抽象的損害計算

ア 損害賠償の権利追求機能

損害賠償請求権は、被害者の権利・法益の侵害に対して与えられたものであり、権利・法益それ自体を直接に保護するという機能と目的を有する。いいかえれば、権利・法益侵害を理由とする損害賠償請求権は、侵害された権利・法益の有する価値を金銭によって回復ないし実現するものであり、本来の権利・法益の価値代替物であるということになる。

したがって、利益状態の「差」の把握にあたっては、本来の権利・法益の有する価値がどれほどのものかを判断し（規範的損害概念）、賠償されるべき損害の確定に反映させることが重要になる（甲二共 33・20 頁～21 頁）。

イ 抽象的損害計算

そして、損害賠償請求権のもつ権利追求機能を強調した場合、具体的損害計算による補填がされたからといって、被害者の権利・法益の有する価値が金銭的に回復される結果には必ずしもならない（生活の総体が破壊された本件原発事故では尚更である）。

ここに、損害を、具体的被害者に生じた具体的損害とは無関係に、権利・法益が客観的・類型的に有する価値を最小限の損害として賠償する抽象的損害計算（損害の客観的把握）が導かれる（甲二共 33・20 頁～22 頁）。

ウ 原告らの請求との関係

後述する避難慰謝料，ふるさと喪失慰謝料，居住用不動産の賠償は，侵害された権利・法益の類型に着目して類型化された損害について，最小限の損害計算を行った結果である。

3 小括

原発事故の損害賠償について，潮見教授は「原子力損害で問題となる被害者の権利を，その所有する個別的な評価を集積しただけのものに尽きない『その地域で平穏に生活する権利』（事業者の場合には，その地域で事業活動を展開する権利）と捉え，『権利侵害（ここでは，平穏生活権の侵害）がなければ，被害者が現在置かれているであろう状態』を金銭によって価値的に実現するための制度としての損害賠償を構想することこそが，重要なのではないか—これは差額説の立場と矛盾するものではない—と考える」と指摘している（甲二共 15・47 頁）。

他方，中間指針等に基づく賠償は，多くの内在的問題を抱えるとともに（後述），上記の「差」（Differenz）の処理をし，財産的損害・精神的損害を捉える視点が無い（甲二共 15・46 頁）。

原告らは，本件原発事故が無かったならば，原告らが現在置かれているであろう「状態」を回復できるだけの賠償として，避難慰謝料・ふるさと喪失慰謝料・居住用不動産を求めている。

第2 中間指針等の問題点

1 被告東京電力の主張

被告東京電力は，共通準備書面（4）において，東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（以下「中間指針」という。）の位置付けについて，法令上の根拠に基づく指針であり，裁判上の解決規範としてみても十分に合理性・相当性を有すると主張したうえで，中間指針の賠償基準は，裁判所の手続においても，十分に尊重されるべきもので

あると主張する。

しかしながら、以下に詳述するとおり、中間指針等は、その性格上、裁判上の解決規範となるものではなく、中間指針等に基づく賠償では明らかに不十分であるから、かかる被告東京電力の主張には何ら理由がない。

2 中間指針等の性格

(1) 賠償範囲・賠償額の制限を示したものではないこと

まず、中間指針等は、あくまで当面の、最低限の賠償を示すものとして策定されたものであることを忘れてはならない。決して、賠償範囲を制限したり、賠償額の上限を画したりするものではないのである。すなわち、中間指針の冒頭では、「この度の指針（以下「中間指針」という。）は、本件事故による原子力損害の当面の全体像を示すものである。この中間指針で示した損害の範囲に関する考え方が、今後、被害者と東京電力株式会社との間における円滑な話し合いと合意形成に寄与することが望まれるとともに、中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意されることが必要である。東京電力株式会社に対しては、中間指針で明記された損害についてはもちろん、明記されなかった原子力損害も含め、多数の被害者への賠償が可能となるような体制を早急に整えた上で、迅速、公平かつ適正な賠償を行うことを期待する。」（乙二共 1・2 頁）と述べられている。

また、中間指針追補においても、「なお、中間指針追補で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。」（乙二共 2・2 頁）と述べられている。

さらに、中間指針第四次追補においても、「なお、本審査会の指針において示されなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるものは、指針で示されて

いないものも賠償の対象となる。また、本指針で示す損害額の算定方法が他の合理的な算定方法の採用を排除するものではない。東京電力株式会社には、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、本審査会の指針で賠償の対象と明記されていない損害についても個別の事例又は類型毎に、指針の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、その全部又は一定の範囲を賠償の対象とする等、合理的かつ柔軟な対応と同時に被害者の心情にも配慮した誠実な対応が求められる」（乙二共 16・4 頁）と述べられている。これは、原子力損害賠償紛争解決センターの野山室長が「東京電力が（中略）中間指針で類型化されていない事項の賠償請求についてその支払いを拒むなど直接交渉におけるのと同様の態度で、当センターにおける手続きにおいても具体的な和解協議に入ることに消極的な態度をとり続け」ている（甲二共 35, 原子力損害賠償紛争審査会第 23 回議事録 3 頁）, 『『中間指針に具体的に書いていないことを賠償することは、中間指針に反するんだ。だから賠償はできないんだ』と、このような説明が、東京電力の賠償の末端の方々から話されていた」（甲二共 35・7 頁）と指摘するように、被告東京電力は、中間指針の趣旨に反する対応をしてきたことを受けて、注意喚起をする趣旨で記載されたものと考えられる。

以上のように、中間指針等で繰り返し述べられているとおり、中間指針等は、あくまで最低限の賠償を示したものに過ぎない。そして、被告東京電力自身これを認めているからこそ、中間指針等に表示されていない横だし・上乘せの賠償を行っているのである。

(2) 一方当事者たる被告東京電力に配慮した不十分なものであること

中間指針等は、「この中間指針で示した損害の範囲に関する考え方が、今後、被害者と東京電力株式会社との間における円滑な話し合いと合意形成に寄与することが望まれる」とあるように、被告東京電力と被害者との間の合意形成による自主的解決を志向して作られたものである。これを策定した原賠審は、原子力

損害賠償法 18 条に基づき、和解の進行を促進することを目的として設置された。それゆえ、強制力を持つ裁判と違い、一方当事者たる被告東京電力の意向を無視できず、被告東京電力が納得するものを志向して作られた側面がある。第 21 回審査会において、原賠審能見会長は、「指針というのは、東電を縛るものではなく、これはあくまで東電が自主的にその指針に基づいて賠償するものですから、結局、東電がどうしても嫌だと言われてしまうと動かなくなってしまう。」「東電側としてもそう反対しにくい賠償というものを決めていくというのが指針の役割である。」「東電が納得してといえますか、合理的に考えれば納得して、賠償として支払うという金額を定めることになりますので、そういう意味で、ただ金額を多くすればいいというものでもない」と述べている（甲二共 36 原子力損害賠償紛争審査会第 21 回議事録，16 ないし 18 頁，21 及び 22 頁）。

(3) 国庫負担増大への配慮がなされている可能性があること

原子力損害賠償支援機構法において、国が被告東京電力の賠償を支援することになっているため、被告東京電力の賠償の拡大は、国庫負担の増大に直結する。それゆえ、被告東京電力による賠償を低廉に抑えるという思慮が働く状況下で策定されたものであるといえる（甲二共 37・135 頁）。そもそも、本件訴訟をはじめとした本件事故による被害について損害賠償を求めた全国各地の訴訟において、被告となっている国の設置した機関が策定していること自体、本質的欠陥を抱えているといわざるを得ない。

3 中間指針等の作成過程の問題点

(1) 慰謝料算定で考慮されるべき事項

慰謝料額の算定においては、被害者が受けた精神的苦痛の程度（重大性及び深刻さ。つまり被害実態）と加害行為及び加害者の悪質性・非難性（帰責性）の程度を相関的に考慮することが必要とされるが、中間指針等の策定においては、被害者の被害実態も、被告東京電力の帰責性も考慮されていない。

(2) 被告東京電力の帰責性が考慮されていないこと

まず、被告東京電力の加害行為及びその悪質性が考慮されていない。吉村良一教授は、審査会の議論において、「損害評価の場合に帰責性を強調するのは『あまりに適當ではない』『ここはむしろ淡々と責任がある、原賠法に基づく責任のある加害者が、どれだけの損害を賠償するのか』を考えれば良い（第 36 回）として、責任に議論が入り込むことを意識的に退けている。しかし、慰謝料額の算定において、加害者の責任の性質や程度が考慮されることは常識であり、その意味で、このような議論の進め方が適切であったのか」と指摘している（甲二共 37・137 頁）。

この点について、原賠審委員である中島肇氏は、その著書において、中間指針が自動車損害賠償責任保険（以下、「自賠責」という。）の傷害慰謝料の基準を参考にした理由として、それが裁判例等と異なり、「主観的・個別的事情を捨象した客観的な性質の強いもの（加害者の非難性を抜きにしたもの）」であると説明している（甲二共 38・50 頁）。これを踏まえて、潮見佳男教授は、「自賠責保険の傷害慰謝料の基準を参考とした理由が上記の点にあるのだとすれば、同じ事件が裁判に持ち込まれた場合には、加害者（東京電力）の非難性を含めた主観的・個別的事情が斟酌されて慰謝料額が算定されるべきであるという『指針』を、中間指針等が示していることにもなる（その結果、〔中略〕裁判による処理のほうで、賠償額が増加する）。」（甲二共 15・41 頁）として、訴訟上の請求で、中間指針等を超える賠償額が認められるべき旨述べている。

(3) 被害実態を把握せず策定されたものであること

また、被害実態も十分把握されずに策定されている。審議経過を見れば、中間指針策定までに行われたのは、福島県副知事（第 3 回）、大熊町長、川内村長（以上、第 4 回）、飯館村長、茨城県知事、栃木県知事（以上、第 6 回）、事業関係団体（第 4 回、第 5 回、第 7 回）からの意見聴取のみである。そして、地元市町村

長からの本格的な意見聴取が行われたのは、第 21 回（2012〔平成 24〕年 1 月 27 日）、現地視察が初めて行われたのは、2013（平成 25）年 5 月である。

この点について、浦川道太郎教授も、「被災住民の声も本件原発事故の関係市町村の首長の声も十分に聞くことなく、一方的に中間指針等を策定している（本件原発事故の被災地である全市町村の首長の意見を聴取したのは、中間指針公表後である原発事故発生から 10 カ月を経過した第 21 回審査会（2012 年 1 月 27 日）においてである。）」、「審査会委員による現地調査が行われたのは中間指針等公表後の本年（引用者注：2013 年）5 月、6 月である。」、「したがって、審査会は、本件原発事故により仮設住宅等に住まわされている被災住民の現実の生活状態をまったく見ることも、聞くことも、調査することもなく、生活費の増加費用を含む精神的苦痛の損害である本件慰謝料を算定しており、本件慰謝料の算定において、手続き上著しい瑕疵があるといわざるを得ない」と指摘している（甲二共 39・14 頁）。吉村良一教授も、同様に、「地元市町村長からも、実態把握が不十分なまま指針が作られたことへの不満や批判が異口同音に出されているが、審議経過から見て、これらの批判は当たっている」、「一方当事者である東電の関係者はしばしば出席して発言しているが、被害者らが直接審査会の場で意見をいう機会は設定されていない」と指摘している（甲二共 37・136 頁）。

（4）小括

以上のような原賠審による責任論についての議論や被害実態把握の経過からすれば、到底、適正な金額とはいえない。

第 3 避難慰謝料

1 「避難等対象者」に対する賠償における問題点

（1）中間指針等の内容

「避難等対象者」に対する慰謝料は、上述のとおり、中間指針においても、

中間指針第二次追補においても、一人月額 10 万円を基本に固定されており、避難区域再編後における一括賠償金についても、この金額を単位に算定されている。そして、この一人月額 10 万円という金額は、自賠責における傷害慰謝料の額（日額 4200 円）を参考にして算定されたものである（乙二共 1・21 頁）。

(2) 問題点

しかしながら、自賠責基準をもとに策定された点について、以下のように、複数の学者から批判がなされている。浦川道太郎教授は、「その 1 つは、自賠責の傷害慰謝料自体に明確な根拠がないという点である。すなわち、自賠責の傷害慰謝料は自賠法制定当時には決められておらず、1964 年 2 月の自賠責支払基準改定の際に 1 日 700 円と定められ、その後保険金額と物価指数の変動の中で 4200 円に至ったものである。当初の 700 円という金額の根拠も明確ではない。むしろ自動車交通事故での傷害による精神的苦痛を実態に即して金銭評価するとなると、被害者が現実慰謝料として取得できる相場を示している、裁判所基準である日弁連交通事故相談センター東京支部『民事交通事故訴訟損害賠償算定基準』（以下「赤い本」という。）の傷害慰謝料が適切である。

第 2 の問題点は、入院のように行動が制約されていない避難生活では精神的苦痛が少ないために、本件慰謝料は自賠責基準よりも少ないとした判断である。避難生活が行動の制約を受けない状態かとの根本的な問題は別にして、そもそも自賠責の傷害慰謝料は入院に限られず、行動の自由に制約のない通院の場合にも適用される。そのように考えるならば、自賠責の傷害慰謝料の月額 12 万 6000 円を 10 万円に減額する根拠は全くない事になる。

第 3 の問題点は、自賠責基準を採用しながら、第 2 期の本件慰謝料を逡減している点である。（略）自賠責の傷害慰謝料は、1 日 4200 円に固定されており逡減方式を採用していない。逡減方式を採用しているのは赤い本であり、中間指針の説明でも第 2 期における減額の理由として、赤い本の考え方を参考にし

て1人月額5万円にしたと説明している。一方において低い慰謝料額であるゆえに逡減方式が採用されていない自賠責基準を金額として採用しながら、他方において1日単価を高くしたゆえに逡減方式を採用している赤い本を減額の根拠とすることは、著しく偏った妥当性に欠ける判断といわざるを得ない」と批判する（甲二共39・14, 15頁）

また、吉村良一教授からは、「交通事故があくまで個別の事故であること、加害者と被害者の立場の交代可能性があること、保険が普及していることといった、本件事故とはおよそ異なる特質を有する」と、性質の相違に着目した批判がなされている（甲二共37・136頁）。

以上のように、自賠責基準をもとに策定すべきものではなく、一人月額10万円という金額は低額に過ぎ、妥当ではない。

2 あるべき避難慰謝料

上記のとおり、自賠責基準をもとに策定された中間指針における避難慰謝料の金額は、裁判手続において妥当する慰謝料金額ではあり得ない。

潮見佳男教授が指摘するとおり、裁判手続においては、中間指針において、あえて捨象された点である加害者の非難性を含めた主観的・個別的事情が斟酌されて慰謝料額が算定されるべきである。

そして、上記のとおり、あるべき避難慰謝料の金額は、もし、加害行為がなかったとしたならばあるべき利益状態と、加害がなされた現在の利益状態の差に着目し、本件事故による避難前と同じ利益状態を回復するために必要となる慰謝料額がいくらかという観点から確定されなければならない。

訴状134～137頁に記載したとおり、原告らは、本件事故により、突然の避難生活を強いられ、将来も見据えられないという長期かつ過酷な避難生活を強いられており、原告らから幸せな日常生活を送る権利を一瞬にして奪い去った被告東電の加害行為の悪質性や重大性も極めて大きなものである。

このような被害実態や加害行為の悪質性や重大性にかんがみれば，一人月額 10 万円の避難慰謝料で，原告らが本件事故による避難前と同じ利益状態を回復することができるとは到底考えられない。

具体的な避難慰謝料の額としては，訴状 135～137 頁に記載したとおり，例えば，不法行為（交通事故）により傷害を被り，入院を余儀なくされた場合には，一般的に 1 月あたり 53 万円（通院の場合 28 万円），むち打ち等他覚症状のない場合でも 1 月あたり 35 万円（同様に通院の場合で 19 万円）程度の慰謝料が認められている。そして，避難生活を余儀なくされた者は，事故以前の居住場所からの隔離を受けているという点で，入院に比肩すべき身体の拘束を受けているというべきであり，交通事故の入院慰謝料と同等の基準を採用すべきである。仮に，避難者には必ずしも交通事故の重症患者のような傷害がないことから，赤い本別表Ⅱ（月 35 万円）を出発点とするとしても，上記の加害行為の悪質性や重大性（加害者の帰責性）の程度と被害実態の深刻さを考慮し，その約 1.5 倍に相当する一人月額 50 万円を下らないというべきである。

第 4 ふるさと喪失慰謝料

1 ふるさと喪失慰謝料の必要性

本件では，上記の避難慰謝料とは異なる慰謝料として，ふるさと喪失慰謝料が認められなくてはならない。

なぜなら，避難慰謝料とは，避難生活を余儀なくされたことによって生じた精神的苦痛に対する慰謝料であるが，本件事故では，これにとどまらず，放射能汚染，産業への影響及びコミュニティの喪失といった被害が生じている。そして，これらの被害に基づく精神的損害についても賠償されなければならないところ，そのための慰謝料としてふるさと喪失慰謝料を認める必要性が生ずる。

つまり，ふるさと喪失慰謝料とは，避難慰謝料では賠償できないその他の精神

的損害のすべてに対応するものと位置づけられる。

2 中間指針の内容と問題点

この点、中間指針では、第四次追補において、帰還困難区域のみを対象に、一括払いで従前の慰謝料額に1000万円を上乗せし、その趣旨を「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」を一括して賠償するものとしている。そのため、この上乗せされた慰謝料額につき、避難慰謝料とは異なる慰謝料を新たに認めたものと考えられなくはない。

しかしながら、この上乗せされた慰謝料の実質をみると、従前の避難慰謝料と基本的に同質のものであって、単に、避難慰謝料の将来分をまとめ払いする期間を延伸しただけのものに過ぎず、コミュニティの喪失等に対応する新たな慰謝料を認めたものと評価することはできない。

なぜなら、中間指針第四次追補は、この1000万円の加算にあたって、第二次追補で示された600万円のうちの将来分（平成26年3月以降に相当する部分）を控除するとされており、両者は、足し引き可能な同質のものであることが前提とされている。

また、帰還困難区域以外につき、慰謝料額を引き続き月10万円としたうえで、それが積み重なった結果、上乗せされた額とほぼ同額になった場合、同慰謝料は頭打ちになるとされており、この点においても、両者は同質であることが前提とされている。

さらに、中間指針は、そもそも、慰謝料の対象となる精神的損害の範囲を、徐々に拡大させ、その中身の読み替え、すり替えを行ってきた。このような経緯からしても、コミュニティの喪失に基づく精神的損害を賠償するものと評価することはできない（甲二共32）。

3 あるべきふるさと喪失慰謝料

このように、中間指針において、新たに慰謝料額を上乗せしようとも、これは、従前の避難慰謝料の将来分をまとめ払いする期間を延伸しただけのものに過ぎず、避難慰謝料では賠償できない精神的損害に対する慰謝料として、いくらかでも認めたものと評価することはできない。

また、仮に、新たに上乗せされた慰謝料をコミュニティの喪失等に対する慰謝料と考えたとしても、上乗せされた金額では、本件事故における精神的損害の程度を正しく評価したと考えることはできない。

なぜなら、例えば、ふるさと喪失慰謝料が対応すべき代表的な精神的損害であるコミュニティの喪失は、訴状 146 頁に記載したとおり、人格発展に不可欠な利益の侵害に結びついている。

そして、この侵害は将来にわたって回復不能な損害であるため、原告ら各人は、本件事故までに形成してきた人間関係の喪失、自己の人格を育んできた自然環境・文化環境の喪失といった「ふるさとの喪失感」を抱き続けなければならない。このような原告らの抱える喪失感は、あえて他と比較するならば、交通事故によって大事な家族を失ったことに匹敵するものである。

また、原告らの喪失感をこのように評価することは、慰謝料の算定にあたっては、加害者の非難性を含めた主観的・個別的事情が斟酌されなければならないところ、本件では被告東電の加害行為の悪質性や重大性が極めて大きいこと、あるいは、本件における加害者と被害者は非互換的で、加害行為には利潤性があることなどの諸事情が認められることからしても、妥当なものである。

以上のことからすれば、原告らにおいて、避難慰謝料では賠償されない精神的損害が存在するというべきであり、そして、その損害額をあえて評価すれば、交通事故によって大事な家族を失ったことに匹敵するものとして 2 0 0 0 万円を下らないというべきである。

第5 居住用不動産

1 財産的損害の損害賠償理論

(1) 具体的損害計算（個別積算方式・実損主義）

従前の実務では、交通事故における物損、個々の動産・不動産に対する侵害事例を対象にして、個別損害積み上げ方式と実損主義（不法行為により被害者に現実生じた損害のみが賠償されるべきとの考え方）が構築・採用されてきた。

(2) 抽象的損害計算（財産管理・処分の自由，人格の展開の自由の保障）

しかし、財産的損害の賠償においても、利益状態の「差」の処理が損害把握の出発点であり（仮定的事実状態と現実の事実状態に差が生じていること、及びその評価額が主要事実となる。甲二共 34・判例タイムズ 687 号・「財産的損害についての一考察」潮見），損害計算についても抽象的損害計算が妥当する。

損害賠償の請求権の権利追求機能は財産的損害にも当てはまり、その権利・法益の価値の実現にあたっては、客体に割り振られた価値の保障（個別財産損害）に加えて、被害者が社会生活の中で自己に帰属する権利・法益の客体を用いて人格を自由に展開する価値（財産管理・処分の自由，人格の展開の自由の保障）も評価されねばならない。権利主体に対し、当該客体の価値だけでなく、当該客体を用いた行動がこの者の総体財産にもたらしたであろう利益の実現・回復もされてはじめて、当該権利・法益の有する価値が実現・回復されたということができるからである（甲二共 33・34 頁）。

(3) 居住用不動産の特性（包括的生活利益の侵害）

原告らは、日本国憲法のもとで居住・移転の自由を有し（憲法 22 条），その地で平穏に生活する権利・人格を発達する権利を保障されている（訴状・67 頁～）。

したがって、居住用不動産は、財産管理・処分の自由，人格の展開の自由の保障を考慮すべき必要性がとりわけ高い類型である。

2 あるべき居住用不動産の賠償

(1) 再取得価額の賠償

居住用不動産の賠償にあたっては、被害者がその不動産を用いて日常生活を送っていたのと等しい状態が金銭的に回復されることが必要である。

差額説の基本的視点である利益状態の比較、すわわち「不法行為がなかったならばあるであろう状態」をどのようなものとして捉えるか、「不法行為があったためにおかれている状態」をどのようなものとして捉えるかという点に関する評価に際し、交換価値のみを比較することは、居住用不動産で本来考慮されるべき財産管理・処分の自由、人格の展開の観点が捨象されてしまい妥当ではない。

原告らは、居住用不動産について、再取得価格の賠償を求め（訴状 138 頁～）、これが民法理論（差額説）とも矛盾しないことを第 13 準備書面で論証した。

これは、「財物価値の喪失・減少による損害」＝「事故前におけるのと同種同等の生活状態（生活利益）を確保するために財物に投下し、または投下することを要する費用（再取得価格）」との損害把握に基づくものであり、その抽象的損害計算としてフラット 35 を用いている。

(2) フラット 35 は最低限の損害計算であること

なお、抽象的損害計算と具体的損害計算は、併存・選択が可能な理論であり、最小限の損害を超えた主観的・具体的損害の二元的損害計算も肯定される（甲二共 34・9～10 頁）。逆に、抽象的損害計算に一本化し、具体的損害計算を否定することは、個別具体的被害者が当該権利・価値に有している個別の価値を無視することになり適切ではない。そこで、抽象的損害計算による最小限の価値を保障しつつ、個別具体的損害を上積みで補填する枠組みが支持されるべきである（甲二共 33・38 頁）。

原告らは、訴状において抽象的損害計算としてフラット 35 による賠償を請求していたところ（一部請求，訴状・139～140 頁），これを上回る個別原告に

は、追加賠償が認められて然るべきである。

(3) 中間指針等の問題点

この点、住宅確保損害に発展させた第四次追補は、中間指針第二次追補が採用する時価賠償（財物価値＝本件事故発生直前の価値）を修正している。

しかしながら、上記「財物価値の喪失・減少による損害＝「事故前におけるのと同種同等の生活状態（生活利益）を確保するために財物に投下し、または投下することを要する費用（再取得価格）」との損害把握と異なり、①住宅購入を前提とした構成であること（領収書の必要な損害扱い）、②事故前価値による制限を行っている点で（交換価値内での賠償を志向）、原告らの求める賠償とは異なる。

第6 避難の合理性

1 はじめに

原告らは、第18準備書面において、低線量被ばくが健康に及ぼす影響を明らかにした上で、年間20ミリシーベルトを基準に避難指示区域が設定され、賠償の有無・額に差異が設けられていることが不合理であることを主張した。

本準備書面においては、上記に加え、除染が進んでおらず、本件事故が未だ収束していないことから、避難が合理的であることを明らかにする。

また、主として精神医学、心理学の観点から、低線量被ばくに対し健康不安を抱くことが合理的であることを明らかにする。

2 除染が進んでいないこと

(1) はじめに

本件事故によって大量に放出された放射性物質により放射能に汚染された地域では、その放射線による追加被ばくを抑えるため、被告国や自治体の政策として、土壌等から放射性物質を取り除く除染が行われている。

しかしながら、被告国の進める除染政策に基づく除染は、十分な効果を上げ

ることができておらず、行政の除染計画に従った除染の実施も遅れている。

また、除染によって生じる大量の廃棄物を最終的に処分するための仕組みが確立されていないばかりか、当面の間、その廃棄物を安全に保管する場所を確保することにも事欠いている。

(2) 除染政策の現状

ア 除染の必要性

本件事故によって放出された放射性物質のうち、陸上の除染で主に問題となるものは、大気中に大量に拡散したセシウム134、セシウム137等であるが、セシウム134は半減期が約2年、セシウム137は半減期が約30年なので、そのまま放っておくと長期間存在して放射線を出し続けることになる。そのため、追加被ばくを防ぐには、除染が不可欠となる。

イ 除染方法の問題点

(ア) 環境省によれば、除染とは、生活する空間において受ける放射線の量を減らすために、放射性物質を取り除いたり、土で覆ったりすることである。環境省は、取り除く（除去）、遮る（遮へい）、遠ざけるという3つの考え方に基づいて除染を行うとしている。

(イ) しかし、除去、遮へい、遠ざけるという3つの除染方法には、次のとおり、問題がある。

a) 除去

まず、放射性物質の除去は、放射性物質が付着した表土の削り取り、枝葉や落ち葉の除去、建物表面の洗浄等により行うとしている。もっとも、この方法では、取り除いた放射性物質をどこに持って行くのかという問題が残る。

b) 遮へい

次に、放射性物質（放射線）の遮へいは、放射性物質を土やコンクリートなどで覆うことにより行うとしている。

本件事故における除染政策では、放射能に汚染された土壌を除染する最も一般的な方法として、汚染の著しい表土と汚染の比較的少ない下層の土を入れ替えることが頻繁に行われている。この方法によれば、たしかに一時的に空間放射線量を下げることができる。しかし、上に盛った土が雨などで流出すると、汚染土が現れて遮へいされなくなる可能性がある。また、土の入れ替えでは、根本的に土壌汚染は解消されないので、家庭菜園などの農作物への放射性物質の移行、地下水への浸透、子どもの土遊びへの影響という危険性を払拭することはできない。

このように、土の入れ替えという除染方法には限界があり、その場に放射性物質を処分せずに残存させるものである以上、そもそも「除染」といえるのか、極めて疑問である。

c) 遠ざける

遠ざけるとは、放射性物質を生活圏から離れた場所に保管し、立入禁止等の措置を講ずることによって、人の被ばく線量を下げようとするもので、取り除いた放射性物質を一時的に保管するための仮置場や最終処分などについての考え方とみられる。

除染作業の本格化で、放射性物質を含む除去土壌等は増え続けているが、最終処分の方針が示されず、保管期限も定められないため、各自治体とも、仮置場の設置に対する周辺住民の理解は容易に得られていない。また、都市部では、そもそも仮置場の候補として適当な場所が少ないこと等から、その確保がほとんどできていない。

その結果、生活圏から離れた場所に仮置場を設けることができずに、除染した現場で除去土壌等を保管する現場保管が一般的になっている。しかも、除去土壌等を現場保管するに際しての保管方法が環境省のガイドラインで示されているが、その内容は放射性物質の取り扱いとしては驚くほど簡易であり、十分な期間の保管に耐えられるのか、極めて疑問

である。

通常の一般人の感覚では、期限も定めずに現場保管する措置をもって放射能を除去したと評価することは困難である。このような現状からすれば、放射性物質が生活圏から遠ざけられているとはいいいがたい。

(ウ) また、そもそも、除染によって放射性物質自体がなくなるわけではない。

除染によって取り除くべき放射性物質の最終処分の問題を解決しなければ、除染問題は本質的に解決しない。

しかし、被告国は、最終処分について、具体的な道筋を示していない。そのため、本件事故で現在行われている除染は、放射性物質を他の場所に一時的に移すだけの「移染」にすぎない。

ウ 海洋・河川汚染に対する無策

本件事故では、海洋や河川も広範囲にわたって汚染されている。

福島沖の海底では、東京大学と海上技術安全研究所などが、原発から20キロメートル圏内の海域を中心に海底の放射性セシウムの汚染を調査し、2013（平成25）年8月7日、放射性セシウムの濃度が周辺よりも2～10倍高い「ホットスポット」が40か所見つかったと発表した（同月7日付日本経済新聞Web版）。東京電力福島第1原子力発電所の事故で放出されたセシウムが海底のくぼんだ場所などにたまったためとみられる。しかし、海洋や海底の除染は、行われていない。

また、河川については、河床の汚染のひどい河川があり、農業や内水面漁業への影響が心配されている。しかし、環境省は「住民の被ばく線量への影響も限定的」等の理由で、「（他の）除染作業が一定程度進展した後に実施を検討する」というにとどまっている（甲二共44）。このため、河川の除染も、現在行われていない。

(3) 除染実施率の低迷

ア 除染特別地域の実施状況

環境省除染情報サイト「除染特別地域における進捗状況」によれば、現在、実施計画に基づく除染が終了したと発表されているのは、田村市、檜葉町、川内村、大熊町だけである。

他の6市町村は作業に着手はしているものの除染は終了していない。双葉町に至っては、実施計画すら策定できていない。

報道によれば、当初は2013（平成25）年度中に終わる予定だったが、除染で出た汚染土壌の仮置場確保が難航して大幅に遅れていることから、2016（平成28）年度内の完了に計画を見直したとされている（2013[平成25]年12月26日付東京新聞デジタル版）。

イ 汚染状況重点調査地域の実施状況

福島県内の市町村が行っている除染の実績割合は、2013（平成26）年6月末現在で、住宅で43.7パーセント、道路で32.0パーセントにとどまっており（甲二共45）、計画の半分にも届かない低い水準のままである。

除染前のモニタリングや除染に関する同意を得ることに時間がかかることから、住宅の除染は進んでいない。除染に関する同意が得られない重要な理由の1つとして、市町村で仮置場の確保ができず、除染後も除去土壌等が現場保管となることについて理解が得られないという実情がある。

このため、2014（平成26）年6月現在においても、「（各市町村の）除染計画全体が終了するまでには、更に数年間はかかる見込みとなってい」るのが現状である（甲二共46）。

(4) 期待外れの除染効果

汚染状況重点調査地域において、被告国の補助金が出る除染事業について、除染効果を実証したところ、十分な効果を上げる内容になっていないとの批判が、除染の実施主体である自治体から挙がっている。

ア 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金

被告国は、汚染状況重点調査地域において市町村等が行う除染に係る費用

について、「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金」を出している。

放射線量低減対策特別緊急事業費補助金は、放射性物質汚染対処特措法に基づく放射線量低減対策の費用を被告国が補助する制度である。汚染状況重点調査地域に指定されている市町村が行う除染事業は、この制度によって被告国が財政支援を行うこととされている。

イ 補助対象となる除染作業

上記補助金を交付する際の基準として、環境省の「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱」（2011（平成23）年12月22日施行）に基づいて同省水・大気環境局長が「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金取扱要領」（同日施行）を定めている。上記取扱要領では、除染事業について「比較的線量の高い地域」と「比較的線量の低い地域」とに区別し、補助対象となる除染作業は2つの地域で異なるものとされている。

上記取扱要領の別表(2)2-1（甲二共47）によれば、「比較的線量の高い地域」では、戸建て住宅の除染に際し、屋根の清掃・拭取り・ブラシ洗浄・高圧洗浄、庭における表土除去、コンクリート・側溝の高圧洗浄、表土の上下層の入れ替え、客土、芝のはぎ取りなどが補助対象になっている（以下、上記取扱要領における「比較的線量の高い地域」の除染作業の内容を「高線量メニュー」という。）。

これに対し、上記取扱要領の別表(2)2-2（甲二共47）によれば、「比較的線量の低い地域」では、戸建て住宅の除染に際し、上記の作業は補助対象になっていない。補助対象のメニューをみると、建物については、屋根の洗浄はなく、壁面等の清掃・拭取り、雨樋等の清掃・洗浄等にとどまっている。コンクリートや側溝は高圧洗浄がなく、コンクリートはブラシ洗浄に、側溝は清掃・洗浄・汚泥の除去にとどまる（以下、上記取扱要領における「比較的線量の低い地域」の除染作業の内容を「低線量メニュー」という。）。このように、低線量メニューは除染の範囲が狭い上に、高圧洗浄などの比較的

効果があるとされる除染の方法が制限されているため、空間放射線量の低減効果がほとんどないのではないかと疑問が投げかけられている。

高線量メニューと低線量メニューの適用の基準は公表されていないが、実際には、多くの地域が低線量メニューの除染にとどめられており、自治体や住民からは不満が上がっている。

(5) 小括

上記のとおり、現在行われている除染は、そもそも不十分な内容である上、円滑に進められているとは言い難い状況である。

そのため、本件事故によって放射能に汚染された地域から避難した住民にとって、除染は期待外れのものとなっており、本件事故による追加被ばくのおそれから逃れるためには、引き続き避難しなければ安心して生活することができない状況となっている。

3 本件事故が未だ収束していないこと

(1) 野田佳彦首相（当時）は、2013（平成 25）年 12 月 17 日、「事故収束」宣言を行った。

しかし、同日以後も、下記のとおり、様々な事象、事故、インシデントが発生しており、事故が収束したとは到底いえない状況にある。

そのため、福島原発周辺地域においては、政府による避難指示区域の内外を問わず、いつ再び大事故が起きるか分からないという不安に晒され続けており、放射性物質が漏れ出すことによる放射線被ばくの危険にも晒され続けている。

(2) 「事故収束」宣言以後に発生した事象等

「事故収束」宣言後に発生した事象、事故、インシデントの数は膨大であり、すべてを列挙することはできない。そのため、これらのごく一部を指摘するに留めるが、下記に列挙した一部の事象等だけを見ても、本件原発事故が収束したといえないことは、明白である。

ア 被告東京電力は、2012（平成 24）年 2 月 3 日、福島第一原発の汚染水貯蔵

タンクから水漏れが見つかり、タンク底部で毎時 2000 ミリシーベルトの高いベータ線が検出されたと発表した（同月 4 日付福島民報）。

イ 被告東京電力は、同月 5 日、福島第一原発 2 号機の原子炉圧力容器底部の温度が 70 度を超えたと発表した（同日付朝日新聞デジタル版）。

ウ 被告東京電力は、同月 28 日、福島第一原発 2 号機の原子炉建屋内を無人走行ロボットで調査した結果、最大で毎時 220 ミリシーベルトの高線量を測定したと発表した（同日付 Yahoo!ニュース）。

エ 被告東京電力は、同年 3 月 27 日、福島第一原発 2 号機の格納容器内に線量計を入れて計測し、毎時 72.9 シーベルトの高い放射線量を確認したと発表した（同月 28 日付朝日新聞デジタル版）。

オ 同年 4 月 5 日、福島第一原発から 12 トンの放射性物質を含む水が漏えいした（同月 6 日付内閣府 HP 細野内閣府特命担当大臣記者会見要旨）。

カ 被告東京電力は、同年 6 月 14 日、福島第一原発 2 号機の格納容器の真上に当たる 5 階で、毎時 880 ミリシーベルトの放射線量が測定されたと発表した（同月 15 日付福島民報）。

キ 被告東京電力は、同年 11 月、福島第一原発 3 号機原子炉建屋 1 階の北東エリアにロボットを投入し、放射線量を測定したところ、床表面付近で毎時最高 4780 ミリシーベルトに上がったと発表した。2011（平成 23）年 11 月にほぼ同じ場所の線量を計測した際は同 1300 ミリシーベルトだった（同月 29 日付福島民報）。

ク 2013（平成 25）年 3 月、第一原発で発生した停電の原因がネズミであると断定された（同月 26 日付福島民報）。

ケ 福島第一原発において、同年 4 月、汚染水漏れが判明した 3 号貯水槽から 6 号貯水槽へ移送を開始した 3 分後にポンプと配管の接続部から漏水し、移送が中止された。漏水した量は約 22 リットルで、放射性物質の濃度は 1 立方センチメートル当たり約 29 万ベクレルであった（同月 12 日付福島民報）。

コ 被告東京電力は、同月 22 日、第一原発 2 号機の使用済み核燃料プールの屋外変圧器内部で、ネズミ 2 匹の死骸が見つかったため、撤去と変圧器の安全確認でプールの冷却を約 4 時間停止した。この停止により、水温は 0.1 度上昇した。ネズミが端子と接触した際にショートを起こすと停電する可能性もあったとされている。このネズミの侵入は、3 月に仮設配電盤内にネズミが入り込んだことによって燃料プールの冷却が停止されたトラブルがあったため、電気施設の小動物の侵入対策を進めていたところに起きた（同月 23 日付福島民報）。

サ 原子力規制委員会は、同年 7 月 10 日の定例会合で、汚染水の海への拡散が強く疑われるとの見解をまとめた。被告東京電力によると、観測用井戸で同月 9 日に採取した水の放射性セシウム濃度は、セシウム 134 が一リットル当たり 1 万 1000 ベクレル、セシウム 137 が 2 万 2000 ベクレルで、いずれも前日より上昇した（同月 10 日付東京新聞デジタル版）。

シ 被告東京電力は、2014（平成 26）年 8 月 19 日、福島第一原発で地下の汚染水を凍らせる工事が難航していることから、氷の壁に充てん剤を投入するなど新たな対策をとることを明らかにした（同月 19 日付 Yahoo!ニュース）。

ス 同月 30 日、吉田昌郎元所長から事故当時の状況を聞いた「聴取結果書（吉田調書）」の全容が判明し、同氏が、2 号機の原子炉水位が低下し危機的状況となった事故発生 4 日目の 2011（平成 23）年 3 月 14 日夜を思い起こし、「われわれのイメージは東日本壊滅。本当に死んだと思った。」などと述べたことが明らかになった（同月 31 日付中日新聞デジタル版）。

セ 小括

このように、現在においても、本件原発事故が到東しているとは到底いえない状態であることは明白である。

そして、事故が収束していないため、福島原発周辺地域においては、避難指示区域の内外を問わず、いわば常に、放射能汚染のリスクと隣り合わせの

状態が現在も続いているのである。

4 主として精神医学、心理学の観点からみた健康不安の合理性について

(1) はじめに

被告東京電力は、低線量被ばくの健康影響は、WG 報告書等にある記述を根拠として、年間 20m Sv以下の被ばくにおける健康リスクは、他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べても低いとされ、年間 100m Sv以下の被ばく線量では、健康リスクの明らかな増加を証明することは難しいとされているとして、20m Sv以下の被ばく（いわゆる低線量被ばく）では、違法に法的権利が侵害されたと評価することは困難であると主張すると思われる。

しかし、低線量被ばくの健康影響そのものについては第18準備書面に記載したとおりであって、たとえ低線量被ばくであっても健康影響に対するリスクが存在していることは明らかである。

他方で、原告らの主張は、健康影響に対する科学的論争に終始するわけではなく、精神医学、心理学の観点から見て原告らが自身の健康に対して不安を感じることが合理的であるという点からも、避難の合理性を主張立証する。本準備書面は、原告らの置かれた状況（原告らの居住地の客観的汚染状況だけでなく、本件事故後に原告らが置かれた社会的状況や心理的状況等を含む）に照らせば、低線量被ばくをすることによって、自分や家族などの健康に影響が出るのではないかと恐怖や不安を抱くことは合理的であるという観点からも避難の合理性を根拠づけるものである。

(2) 本件原発事故による放射性被ばくの客観的科学的な健康リスクの有無・高さを考慮する過程において健康不安が生じることが合理的であること

被告東京電力は、本件原発事故による放射性被ばくの健康リスクが高いことが科学的に証明されない限り、原告らに権利侵害が生じないと主張するものと思われる。しかし、本件原発事故による放射性被ばくの客観的科学的な健康リスクの有無・高さを考慮する過程において、原告らに無視し得ない程度の健康

不安が生じていることは事実である。

すなわち、低線量被ばくによる健康影響の有無・程度については未解明な部分が多く残されており、将来的に健康影響が発生しうることについて、現在の科学的知見によっても完全には否定できない。また、各種報道により、健康に悪影響があるという情報も原告らの周囲にはあふれている。このような状況下にあつて、低線量被ばくにより健康に悪影響があるという情報を信じた場合は、健康不安を抱くのは合理的であるといえるし、そうでない場合でも、低線量被ばくによる健康リスクが低いとの見解だけでなく、健康リスクが高いとの見解にも接することになる以上、健康リスクは高いかもしれない、もしくはわからないという心理状態になるのであつて、原告らが健康不安を抱くことは合理的である。また、低線量被ばくによる健康リスクが低いとの見解を信じたとしても、がん死亡などの重大な健康リスクが存在すること自体は、現在有力な科学的知見によっても完全には否定できない以上、主観的には不安な心理状態に陥るのは当然であつて、原告らが健康不安を抱くことは合理的であるといえる。

また、そもそも基準とすべき線量の値が確定しないことから、原告らが健康不安を抱くことは合理的であるといえる。すなわち、事故後から現在まで、各人が被ばくした線量がいくらなのか、外部被ばく・内部被ばくを含めて正確な数値は把握されておらず、現在となつては把握することは不可能である（ガラスバッジやホールボディーカウンターによる計測は事故後相当期間が経過してからのものであり、かつ一時点での計測にすぎない。）。事故直後の空間放射線量の数値は高く、初期被ばくに対する健康不安は強い。また、モニタリングポストの数値以上の汚染（いわゆるホットスポット）が福島県内外の生活空間のあらゆるところに存在し、原告らはその被ばくを余儀なくされているのであつて、公表されている数値以上の被ばくをしている可能性も否定できない。そのような状況に照らしても、原告らが健康不安を抱くことは合理的である。

よつて、本件原発事故による放射性被ばくの客観的科学的な健康リスクの有

無・高さをそれ自体として問題とするとしても、健康影響については現在の科学的知見によっても否定できず、健康に悪影響があるという情報も原告らの周囲にはあふれているという状況に鑑みれば、原告らが本件原発事故による放射性被ばくに対して健康不安を抱くことは合理的である。

(3) 本件原発事故による健康不安を感じる合理性について、精神科医や心理学者の分析により客観的に裏づけられていること

本件原発事故による健康不安の特徴について、精神科医や心理学者は、下記のとおり分析している。このような分析は、本件原発事故による健康不安が生じる要因等についての分析を通じて、精神医学や心理学の観点からは、多数の者が健康不安を抱くことは合理的であることを示すものであるといえる。

ア 精神科医や心理学者による本件原発事故による健康不安の分析

(ア) 簗下成子（川村学園女子大学文学部心理学科）「被曝災害時のケア」心身医学52巻5号381～387頁（甲二共40）

「(見えない災害の特徴)

a) 不安の空間的広がり

環境物質などの見えない汚染による災害では、実際の汚染区域以上に不安が広がりやすい。

b) 不安の時間的広がり

不安が年月を経て、症状が持続しやすく、子をもつ母親などハイリスクの対象で、なおさら上昇してしまうことがある。

c) 不安の心理的広がり

実際に人体に害が出る以上の不安・抑うつ症状が出現しやすい。見えないことにより、実際の被害レベルを客観的に目視することができず、適切なフィードバックがなされない。

また、不安を抱えた本人のうつ状態が自覚されず、不定愁訴のような、頭痛、腰痛、胃腸障害、目のかすみ、生理不順など（地下鉄サリン事件

被害者など）身体化症状が出やすい。そのため、心理的問題であるとの認識が低く、心理的ケアを受けることなく身体的ケアを受療し続けてもいっこうに症状が改善しない。そのためさらに症状が多彩に広がっていくという性質もある。

d) 情報への不信感

加害者が情報を操作しているのではないかといった、見えない災害の特徴からの不安から来ている。

この特徴は、不安の広がりをさらに上昇させ、悪循環させるという性質がある。重村，小西によると、このような過剰な不安がもたらす影響は深刻であり、感染症と結びつけられ、『感染するもの』としてとらえられ、被曝している住民に対する差別として浮き彫りになった。」

「(放射線事故後の特徴)

a) 心理社会的影響の広範囲，長期性

放射線事故には、心理社会的影響が広範囲，長期にわたる特徴がある。化学物質など他の見えない災害の中でも最もすばやく広範囲に広がり得て、長い年月を経ないと実際の被害がわからないという放射線自体の特徴から、被災者の不安を上昇させる。

b) ホルモンや遺伝子への影響不安

ホルモンや遺伝子への影響不安があるために、子どもをもつ母親，妊婦，受胎を考えている女性のメンタルヘルスにハイリスクである。

c) 胎児や幼い子どもが放射能に弱い

幼い子どもをもつ母親や妊娠中の母親のストレスが遷延する。

d) 原子力技術者たちの見解が一致していない

住民に不確実さと不安を与え、結果的に避難の規模が拡大した。

e) 放射線の測定が困難であること

専門家にも放射線の測定は難しく、一方計測器の限界量まで測定する

必要性（要望）があるため、技術者も懸命に測定する。そのことがかえってあだとなり、計測値の誤りが生じ、数か月後に訂正するなどの必要性が生じてしまう。NHKの放送で実際に食物の計測値が数カ月後に修正された出来事が発生した。計測値が修正されると、それが高くても低くても、不信感をもたらす。

f) 風評被害

観光業はもちろん、農業、工業までも影響を受ける。県が公表している「いばらき統計情報ネットワーク」によると、茨城県の年間倒産件数が事故前年の 183 件と比較すると 207 件、235 件と 2 年連続で増え、事故前年のレベルまで落ち着くのは、4 年後の 2003 年（176 件）であった。倒産や解雇により経済状況が悪化し、家族を取り巻く状況も悪化していくことがわかる。

g) 情報の錯綜（原子爆弾やがんの連想、感染症との関係）

さらに、放射線事故は、日本人特有の放射線との関係性が影響している。原子爆弾が2ヵ所に投下された経験のある日本では、特に放射線事故は原子爆弾と関連づけられ恐怖心を刺激される。小西は、今回の放射線被曝が感染症と混同されていることを指摘した。外部被曝、内部被曝などの専門知識の誤った理解のため、内部被曝している人と接触すると外部被曝するといったような偏見が意識されずに個人の中で処理された。意識されない偏見は、公的場面での政治家の失言や、乗車拒否、来場拒否、子どもの仲間はずれに出現した。簗下は、事故現場周辺では、正確な情報が手厚くていねいに発信されるため、かえって遠方の区域で不安が上昇してしまう現象が起こることもあることを示した。

h) 対処行動へのフィードバック認知の暴走

Houtsらは、放射線の不確かな見えない性質により、放射線を回避する対処行動は、不安を低下せず、かえって高くしたと述べている。危険

の原因を突き止める努力が失敗してフラストレーションが起こり、無力と感じてしまうからであるという。対処行動をとった成果も同様に見えないということも関連していると考えられる。また、小西は、放射線は回避可能であるからこそその不安であると指摘している。転居すれば、今後の被曝を避けることができるかもしれないが、現住所に住み続けることは低線量とはいえ、長年にわたって被曝し続けることになるかもしれない。それでも回避しないことが自己責任とされ、自責の理由が生じてしまうことになる。」（382～384頁参照）

(イ) 小西聖子（武蔵野大学人間科学部）「見通しを持てずにさまよう被災者の心」臨床精神医学40巻11号1431～1437頁（甲二共41）

「逆説的にいえば、移動することによって危険を避けることができるからこそ、放射線の問題は人々を悩ませているともいえる。世界中どこにいても変わらない危険なのであれば、人はそれを甘んじて受け入れるしかない。しかし、放射線の場合、場所によって安全に差があることは間違いがない。自分で決定できることがある。ある程度の経済的な余力があれば、家移すこともできる。仕事を変えられる人は変えられる。意図的な回避が、条件が整えば可能であるということが原発事故の放射線に対する人の態度を複雑にする。子どものいる人の自責感も増しそうである。」（1434～1435 頁参照）

「表 1（1435 頁参照）は、自然災害、米国同時多発テロに象徴されるテロリズム、命にかかわる大規模な感染症、放射線の被害の特性を比較してみたものである。放射線被ばく災害は自然災害よりも感染症のモデルに近いことがわかる。被害にあったことは直感的にはわからず、その危険の程度もわからない。潜伏期は長く、もしかしたら被害の影響が出るのはすぐかもしれないし、何十年後かもしれない。これから生まれる子どもにさえ影響が出るかもしれない。しかも、防御の方法が、マスクや防護服による

遮蔽であったり、隔離であったり、洗浄であったりする。作物が汚染で駄目になり、家畜が悲惨な死を遂げる。ほかの地域からは人が入ってこない。

ある政治家が大臣職を棒に振った失言が『つけちゃうぞ』であることは、放射線が『汚染』、『感染』のイメージで取り扱われるものであることを如実に示している。それは実際に放射線がどのように身体に影響を与えるかということではなく、人がそのイメージをどのように扱っているかということによっている。ここで問題は科学とは異なる文脈に乘せられてしまう。材木にちょっとでも放射線が計測されたらいけない——ちょっとでも放射能が『ついていたら』忌避するという発想は、汚染物質というよりは、病原菌への恐怖を思い起こさせる。ついているものを不合理な理由で忌避するところから、コメント 1., 2., 3. (1435 頁参照) のように福島にいた人をついていた人とみなし、汚れた人として差別する行動まで、もう距離は遠くはない。」(1435 頁参照)

「予測可能であること、統御可能であること、この二つが満たされる事象に対しては、人間は安心感を持てる。レイプから自然災害まで、トラウマティックな出来事はこの両方ともを満たしていないのが特徴である。恐怖、不安と無力感が、人の心を深く傷つける。原発事故もこの二つにピッタリと当てはまる。しかも予測不可能、統御不可能の状態が、他の災害ではみられないほど長期間続く。福島の被災者はずっと『見通し』を求めている。たとえ厳しいものでも見通しがあれば、人は対策を立てることができる。しかし見通しのないところで行動することはできない。」(1436 頁参照)

- (ウ) 三浦至 (福島県立医科大学医学部神経精神科学講座) ほか「福島県における震災ストレスと不安・抑うつ」臨床精神医学41巻9号1137～1142頁 (甲二共42)

「詳細調査で避難生活のストレスとともに多く認められたのは放射線

が本人に与える影響の恐怖であった。放射性物質の漏洩という、これまでわれわれが直接経験したことのない、測定や評価が難しい災害は人々に強い不安・恐怖を与えた。事故後メディアを通して伝えられた情報についても、必ずしも一定のコンセンサスが得られた見解とは言い難く、混乱を招いた可能性もある。加えて今回の原発事故の場合、急性の被ばくだけではなく長期的影響も懸念されており、短期的な恐怖・ストレスではなく中長期的に続くものであることも特徴的である。放射線に対する過剰な恐怖は radiophobia, radiation phobia（放射線恐怖）として広島、長崎への原爆投下ののちに概念化され、チェルノブイリ原発事故後に広く認知されるようになった。本調査で認められた放射線が及ぼす影響への強い恐怖も、この疾患概念に含むことができるかもしれない。」（1140 頁参照）

イ 被告らからの情報が信頼できないために不安が増幅することに合理性があること

（ア）信頼関係の重要性

さらに、これまで被告東京電力をはじめとして各電力会社により多数の原発事故隠しが行われてきたことや、被告国や被告東京電力が宣伝してきた「安全神話」の裏返しとしての社会的ショックが大きかったこと、被告国や被告東京電力による本件事故に関する情報開示の遅れと不十分さ（事故そのものや事故後の収束状況についての情報開示の遅滞と錯綜、汚染状況の開示の遅滞と不十分さ）があったこと等から、被告国や被告東京電力からの情報が信用できず、原告らの健康不安が増幅しているという側面もあり、この点からも、原告らの健康不安の合理性は認められる。

このような点についても、下記のとおり、人間のリスクの感じ方（リスク認知）においては信頼関係が重要な要素となること、事故隠しが繰り返されてきたこと等から被告国や被告東京電力に対する信頼性が不十分であること等の精神科医や心理学者の指摘があり、裏付けられているところ

である（なお、被告国や被告東京電力に対する信頼性が不十分であることは本件事故前から指摘されていたことである）。

(イ) 篠原邦彦（日本原子力研究開発機構研究主席）柴田義貞編「リスク認知とリスクコミュニケーション・放射線リスクの正しい理解を目指して」

（2010年12月19日座談会・長崎大学グローバルCOEプログラム放射線健康リスク制御国際戦略拠点発行）177～223頁（甲二共43）

「原子力が嫌われるという原因の一つはやはり事業者の信頼感の問題があると思います。もちろん、政府の信頼性っていうのもあって、国民から見たときに両方があまり信頼されていない、事故隠しとかが繰り返されていると、そういったことが原子力に対する不信感を醸成してきてしまったんじゃないかと反省しています。」（207 頁参照）

(4) 精神医学や心理学の観点からみた原告らの健康不安の合理性のまとめ

以上のとおり、原告らが本件原発事故による放射性被ばくについて健康不安を抱くことが合理的であることについては、精神医学や心理学等の知見によって、裏付けられているのである。したがって、低線量被ばくによる健康影響に関する知見だけでなく、精神医学及び心理学的観点から健康不安を感じることも合理的であることが明らかである。

5 結語

第 18 準備書面において主張した事実に加え、上記各事情からすれば、本件事故によって放射能に汚染された地域の住民が、追加被ばくを恐れて、避難をしたこと、及び避難を継続することに合理性があることは明白であり、被告国の設定した年 20 ミリシーベルトという基準によって、賠償の有無や額を分けることは、明らかに不合理である。

よって、被告国による避難指示の有無にかかわらず、避難生活によって生じた損害は、当然、本件原発事故と相当因果関係が認められるべきである。

以上